平成 24 年 11 月 6 日

お客様各位

札幌信用金庫

「経営革新等支援機関としての認定について」

札幌信用金庫(理事長 前田 繁利)は、平成24年11月5日付で中小企業経営力支援 強化法に基づく経営革新等支援機関として認定されましたのでお知らせ致します。

当金庫は経営革新等支援機関として、地域の中小企業に対するコンサルティング機能を一層強化すると共に、各種支援メニューの整備により、引き続き、地域専門金融機関としての使命を果たして参ります。

※経営革新等支援機関認定制度とは…

多様化・複雑化している中小企業の経営課題に対し、財務内容等の経営分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うための体制整備が求められる中、税務・金融および企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定する経営革新等支援機関が政府関係機関等と協調して専門性の高い支援を提供することで、中小企業の経営力強化を図っていくことを目的とした法律に基づく制度です。

以上

